



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

B's 事務所通信

発行: 社会保険労務士法人びいずろうむ

〒466-0014 名古屋市昭和区東畑町2丁目39-1 ARK BRAIN 2B

TEL 052-753-4866 FAX 052-753-4867 e-mail info@b-z.jp 通巻No.149

2

2022

施行待ちの改正

令和4年4月から段階的にスタート 令和3年の育児・介護休業法等の改正④

令和3年の通常国会で育児・介護休業法等を改正する法律が成立し、段階的に施行されることになっています。今回は、令和4年10月から施行される「育児休業の見直し(分割取得)」と「出生時育児休業の創設」の概要を紹介します。

.....「育児休業の見直し(分割取得)」と「出生時育児休業の創設」の概要.....

育児休業について、分割取得を可能とする改正が行われます。また、出生時育児休業(産後パパ育休)が創設されます。その概要は次のとおりです。

	育児休業		出生時育児休業
	現行	令和4年10月から	令和4年10月から
対象期間等	原則子が1歳 (最長2歳)まで		子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能
申出期限	原則1か月前まで		原則休業の2週間前 (一定の場合、1か月前)まで
分割取得	原則分割不可	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)
休業中の就業	原則就業不可		労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能
1歳以降の延長	育休開始日は1歳、1歳半の時点に限定	育休開始日を柔軟化	
1歳以降の再取得	再取得不可	特別な事情がある場合に限り再取得可能	

★次号以降、育児休業の1歳以降の延長、出生時育児休業の休業中の就業を取り上げます。この改正については、就業規則(育児・介護休業規程)の整備が必要となります。ご質問等があれば、気軽にお声掛けください。

施行済みの改正
(支給要領の改正)

人材確保等支援助成金(テレワークコース) サービス利用料も助成対象に

良質なテレワーク制度により労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主を支援するため、「人材確保等支援助成金(テレワークコース)」が設けられています。

この助成金の支給要領が令和3年12月21日付けで改正され、次のように、より利用しやすい助成金となりました。

.....人材確保等支援助成金(テレワークコース) / 令和3年12月の改正のポイント.....

改正内容

- テレワーク勤務を、新規に導入する事業主のほか、**試行的に導入している又は試行的に導入していた事業主も対象となります!**

「シフト制」労働者の雇用管理を 適切に行うための留意事項 ～厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/00087090_6.pdf

パートやアルバイトを中心に、労働契約の締結時点では労働日や労働時間を確定的に定めず、一定期間ごとに作成される勤務割や勤務シフトなどにおいて初めて具体的な労働日や労働時間が確定するような形態があります。

このような契約には柔軟に労働日・労働時間を設定できる点で当事者双方にメリットがある一方、労働紛争が発生することもあります。厚生労働省が、使用者が現行の労働関係法令等に照らして留意すべき事項を取りまとめたので、抜粋してご紹介します。

◆シフト制労働契約の締結に当たっての留意事項

① 始業・終業時刻

労働契約の締結時点で、すでに始業と終業の時刻が確定している日については、労働条件通知書などに単に「シフトによる」と記載するだけでは不足であり、労働日ごとの始業・終業時刻を明記するか、原則的な始業・終業時刻を記載した上で、労働契約の締結と同時に定める一定期間分のシフト表等を併せて労働者に交付する必要があります。

② 休日

具体的な曜日等が確定していない場合でも、休日の設定にかかる基本的な考え方などを明記する必要があります。

◆シフト制労働者を就労させる際の注意点

① 年次有給休暇

所定労働日数、労働時間数に応じて、労働者には法定の日数の年次有給休暇が発生します。使用者は、原則として労働者の請求する時季に年次有給休暇を取得させなければなりません。「シフトの調整をして働く日を決めたのだから、その日に年休は使わせない」といった取扱いは認められません。

② 休業手当

シフト制労働者を、使用者の責に帰すべき事由で休業させた場合は、平均賃金の60%以上の休業手当の支払いが必要です。

そのほかの詳細は、下記をご参照ください。

【厚生労働省「いわゆる「シフト制」により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項（使用者の方向けリーフレット）】

オフィスの湿度、気にしていますか？

◆オフィスの湿度に関する規則があります

先ごろ職場のトイレに関する見直し等が行われた「事務所衛生基準規則」ですが、同規則では、部屋の湿度は「40%以上70%以下」になるように努めなければならないと定められています。

ちなみに、この規定は努力義務となっていますが、同規則には違反すると罰則の対象となる規定（大掃除を6か月以内ごとに1回、定期的に、統一的に行わなければならない等）もあります。

◆冬場は特に

労働安全衛生総合研究所によると、東京都が行った調査では特に暖房を使うようになる冬（12～3月）に、40%以上という基準に適合しない企業が多いと報告されています。同研究所が実際のオフィスの湿度測定を行った調査によると、測定場所の30～40%で湿度40%未満と、基準値を満たしていなかったそうです。

◆快適なオフィス環境を

オフィスがひどく乾燥すると、従業員の健康にも影響があります。目の乾燥やかゆみだけでなく、「皮膚の乾燥・かゆみ」、「くしゃみ」、「せき」、「鼻水・鼻づまり」といった症状は、乾燥が原因と考えられます。

コロナ対策として、事務所内ではマスクを着用している場合が多いと思いますが、咳やくしゃみに対して敏感な社会状況ですし、仕事に集中したいときに隣の人が咳やくしゃみをしていると、良い気分ではないですね。人間関係にも潤いがなくなってギスギスしてきそうです。

換気に心掛けているオフィスは多いですが、ぜひ湿度にも注目して快適なオフィス環境を目指していきたいですね。

【(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所「冬季のオフィス環境における低湿度の実態と対策について」】

https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/mail_mag/2014/75-column-2.html

高齢者がいきいきと働ける職場づくり

～厚生労働省、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

コンテスト入賞企業の事例から

◆高年齢者活躍企業コンテストについて

厚生労働省と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、高年齢者自らが意欲や充実感を持ちながら、その能力を十分に活かして生産性を向上させるなどの創意工夫を行った職場改善事例や、実際の働き方等の工夫の事例を広く募集し、優秀事例については、表彰を行っています（令和4年度のコンテストについても、現在、募集中）。

以下では、令和3年度の入賞企業の事例をご紹介します。

◆最優秀賞受賞企業の取組み例

（業種：電気機械器具製造・加工。従業員数 222 名）

希望者全員 70 歳まで継続雇用とし、その後は運用により一定条件のもと年齢上限なく雇用。高齢者従業員を「ものづくりマイスター制度」に登録するほか、「範師」という役職を設定することにより、ベテラン従業員による次世代への技術継承をサポート。また、外部からマネジメント経験をもつ高齢人材の採用を積極的に行い、大手・異業種の経営ノウハウを蓄積、競争力の向上につなげています。

◆優秀賞受賞企業の取組み例

（業種：社会保険・社会福祉・介護事業。従業員数 144 名）

希望者全員 70 歳までの継続雇用制度とし、その後は一定条件のもと年齢の上限なく継続雇用。優秀な職員には年齢に関係なく働いてもらえるよう、60 歳時点での賃金引下げと昇給停止を廃止し、定年まで昇給させるなど、年齢で仕事や賃金を差別しない制度作りを実施しています。また、職員の高齢化を見越した最新の介護機器を導入するなど、職員の負担を軽減し、生産性を上げるための投資を積極的に行っています。

【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構「高年齢者活躍企業コンテスト」】

<https://www.jeed.go.jp/elderly/activity/activity02.html>

ワクチン接種証明書がスマートフォンアプリで取得できるようになりました

◆接種証明書アプリでできること

昨年 12 月 20 日から政府公式の「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」（以下、「接種証明書アプリ」という）の運用が開始されました。このアプリは、今まで紙のみでの発行だった「新型コロナワクチン接種証明書」（以下、「接種証明書」という）をスマートフォン上で取得することができ、アプリを起動すれば接種証明書をいつでも表示することができるというものです。

接種証明書には、氏名、生年月日、接種記録等のほかにそれらの情報を含んだ二次元コードが記載されているため、他のスマートフォン等から二次元コードを読み込むことで内容を確認することができます。また、海外用の接種証明書を取得すれば、海外渡航の際の入国審査時に利用できます。

◆接種証明書を取得する際に注意すべきこと

接種証明書アプリから接種証明書を取得するには、マイナンバーカードが必要（海外用の接種証明書の場合はパスポートも必要）です。また、マイナンバーカードを受け取った際に設定した 4 桁の暗証番号の入力も必要です。3 回間違えるとロックされるのでご注意ください。

スマートフォンとマイナンバーカードを密着させてカードの情報を読み取り、接種時の自治体を選択すると、接種証明書が発行されます。

なお、マイナンバーカードに旧姓併記がある方やパスポートに旧姓・別姓・別名の併記がある方は、現時点では接種証明書アプリからの接種証明書の取得はできないため、注意が必要です。

年末年始にかけ新型コロナウイルスの感染が再び拡大しています。今後の感染予防対策として、飲食店や観光施設の入場やイベント参加などの際に接種証明書アプリの活用や紙での接種証明書、陰性証明書の提示・確認が求められるケースが増えていくことも想定されます。

【デジタル庁：新型コロナワクチン接種証明書アプリ】
<https://www.digital.go.jp/policies/posts/vaccin ecert>

改正内容（続きです）

●次のテレワーク用サービス利用料も助成対象となります！

（対象となる経費は、初期費用：合計5万円（税抜）、利用料合計：35万円（税抜）まで）

- ・リモートアクセス及びリモートデスクトップサービス
- ・仮想デスクトップサービス
- ・クラウドPBXサービス
- ・web会議等に用いるコミュニケーションサービス
- ・ウイルス対策及びエンドポイントセキュリティサービス



★具体的な支給要件・支給額、申請方法などについては、気軽にお尋ねください。

改正予定

令和4年度税制改正の大綱を閣議決定 賃上げに係る税制措置など強化

政府は、令和3年12月下旬、令和4年度税制改正の大綱を閣議決定しました。令和4年度の税制改正の項目には、企業における年末調整に直接大きな影響を及ぼすような改正は含まれていませんが、主に法人課税について、所得拡大促進税制の延長・拡充など、企業を支援するため税制改正が盛り込まれています。

日本商工会議所からは、その内容を中小企業向けに分かりやすくとりまとめた「令和4年度税制改正のポイント」が公表されています。いくつか抜粋して紹介します。

……………令和4年度税制改正(大綱)のポイント/日本商工会議所の資料から抜粋……………

コロナ禍における事業継続と成長を後押しする税制措置 より

交際費課税特例の延長（2年）

- ▶ 中小法人は①交際費等（※）を800万円まで全額損金算入、②接待飲食費の50%まで損金算入、のどちらかを選択適用
- ※交際費、接待費、機密費その他の費用であって、得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出が該当
- ※大法人（資本金100億円超の法人は対象外）は②のみ適用可



ビジネス変革等の挑戦を後押しする税制措置 より

中小企業向け所得拡大促進税制の延長（1年）・拡充

- ▶ 適用期限を2023年3月末から、2024年3月末に延長
- ▶ 現行制度（給与等支給総額が対前年比**1.5%以上増**で増加額の**15%**を税額控除）を維持し、
 - ・給与等支給総額が対前年比**2.5%以上増**で**増加額の30%**を税額控除
 - ・教育訓練費が対前年比**10%以上増**で**増加額の10%**を税額控除（上乘せ）を措置（**最大40%の税額控除**）※控除上限は法人税額の20%

従業員の所得拡大や教育訓練による積極的な人材投資を後押し

■ …給与等支給総額が対前年比 1.5%以上増 の場合
■ …給与等支給総額が対前年比 2.5%以上増 の場合
■ …教育訓練費が対前年比 10%以上増 の場合



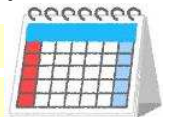
★ここで紹介した内容は、令和3年12月に政府が閣議決定した時点のものです。ほぼ、その内容のとおりに行われるのが通例ですが、今後の国会審議等を踏まえて施策内容が変更される可能性もあります。

改正租税特別措置法等が成立し制度内容が確定しましたら、改めて、正確な情報をお伝えします。

お仕事 カレンダー 2月



- | | |
|------|---|
| 2/10 | ● 2022年1月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 |
| 2/16 | ● 2021年分の所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告・納付開始（～3月15日） |
| 2/28 | ● 1月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
● 2021年12月決算法人の確定申告と納税・2022年6月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
● 3月・6月・9月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
● じん肺健康管理実施状況報告の提出
● 固定資産税（都市計画税）第4期分の納付（市区町村の指定日まで） |



びいず
ろうむ
LINE



◆あとがき◆オミクロン株が猛威を振るっていますが、当事務所ではついに8名中6名がテレワーク経験者となりました。コロナで打撃を受けた企業の継続・回復を支援する「事業復活支援金」の申請が始まり、法人では最大250万円、個人事業主では最大50万円の支援が受けられます。是非ご活用下さい。